

2025年2月28日

ノートパソコンの貸与について

本学では授業の履修登録や成績の閲覧、その他各種連絡事項のやり取りに加え、授業についてもシステムの使用を前提とし、極力電子ファイルを用いた資料配付、課題提出を行うなど、パソコンを活用した教育・研究を進めていきます。

そのため、みなさんにはパソコンの必携を求めています。経済的事情で購入が困難である方にノートパソコンを一時的に無償で貸与します。

《貸与対象者》

2025年4月より大阪公立大学に在籍する予定の学生のうち、下記のいずれかの条件を満たす者

- ① 国の高等教育の修学支援新制度（家計急変を含む）の採用候補者決定通知（給付奨学金）を持っている者、又は同制度に申請する予定の者

※ 当該修学支援新制度の手続きは学生課で申請を行ってください。学生課に提出した申請書等を教育推進課で確認し写しをいただきますので、ご持参ください。

- ② 上記①に準ずるやむを得ない事情がある者

※ 審査の上、貸与の対象者を決定しますので、審査の過程で理由について詳細にヒアリングする場合があります。

《貸与期間》

貸与開始日から2026年2月27日（金）まで

※ 原則、貸与期間は1年間限りです。その間にご自身でPCのご用意を進めてください。

《貸与手続き》

1. 申請書類

貸与を希望する方は次の申請書類に必要事項を記入のうえ、「2.提出先」へ提出してください。個人情報等が含まれているため、パスワードをつけることを推奨します。

※ データでの送信ができない場合は、手書きで記入された申請書類の写真、もしくはPDFファイルの添付でも構いません。

<貸与対象者①に該当する者>

- ・「ノートパソコン貸与申請書（様式第1号）」
- ・奨学生採用候補者決定通知、または国の高等教育の修学支援制度（家計急変を含む）への申請書

<貸与対象者②に該当する者>

- ・「ノートパソコン貸与申請書（様式第1号）」
- ・「ノートパソコン貸与にかかる理由書（様式第2号）」
- ・貸与対象者①に準ずるやむを得ない事情を確認できる書類

<例>

- ・保護者等の源泉徴収票等世帯収入が確認できるもの
- ・日本学生支援機構貸与奨学金申請書
- ・民間等奨学金制度の申請書等
- ・大学独自の授業料減免制度の申請書
- ・その他、国の高等教育の修学支援新制度に準ずる家計状況が証明できるもの

2. 提出先・問い合わせ先

下記のメールアドレスまで、必要な書類を添付して送付してください。

【教育推進課教務調整担当 gr-kyik-pctaiyo@omu.ac.jp】

※ メールによる提出以外は認めません。

※ その他、ノートパソコンの貸与についてご質問・ご相談がありましたら、ご連絡ください。

3. 受付期間

① 2025年3月10日（月）～3月19日（水）17時厳守

② 2025年3月24日（月）～4月3日（木）17時厳守

※但し、②は一般選抜（中期・後期）合格者及び追加合格者のみ

貸与台数に限りがあります。貸与PCがなくなり次第終了しますので、ご注意ください。

4. 貸与可否連絡

①の期間に申請された方への貸与の可否連絡は3月28日（金）までに中百舌鳥又は杉本キャンパスのPC貸与担当より、申請書に記載されたメールアドレスに送付します。

②の期間に申請された方（一般選抜（中期・後期）合格者）については、4月11日（金）までに上記の方法で連絡します。

5. PCの受取方法

貸与が決定した方は学生証を持参し、申請書に受取希望先として記載したキャンパスの窓口までお越しください。その際には貸出書を記載いただきます。

〈中百舌鳥キャンパス〉

A3棟2階 教育推進課教務調整担当（PC貸与担当）

対応時間：平日 9時から17時まで

〈杉本キャンパス〉

学生サポートセンター1階 教育推進課教務調整担当（PC貸与担当）

対応時間：平日 8時45分から17時まで